ライ小麦のペレット	一一〇三・二〇のうち	二〇％	二〇％	
粒状の小麦及びライ小麦であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの	一九〇四・三〇のうち一九〇四・九〇のうち	二五％	二五％	
大麦及び裸麦並びにこれらの加工品及び調製品				
大麦又は裸麦のペレット	一一〇三・二〇のうち	二〇％（※）一、三二六、五〇〇トン	二〇％（※）一、三二六九、〇〇〇トン	
ロールにかけ又はフレーク状にした大麦及び裸麦	一一〇四・一九のうち	二〇％	二〇％	

日本1欄の国政の物品には関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき七四円（九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円九〇銭引き下げる。

（＊7）

（※）大麦換算数量

日本1欄の国政の物品には関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六九円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円七〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品には関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六八円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円六五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品には関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六七円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円六〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品には関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六六円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円五五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品には関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六四円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円五〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品には関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六三円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円四五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品には関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六一円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円四〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品には関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五九円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円三五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五八円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円三〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五六円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円二五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五五円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円二〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五四円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円一五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五三円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円一〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五二円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円六五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五一円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円六〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五〇円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円五五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四九円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円五〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四八円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円四五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四七円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円四〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四六円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円三五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四五円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円三〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四四円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円二五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四三円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円二〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四二円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円一五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四一円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円一〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四〇円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三九円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三八円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年九五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三七円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年九〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三六円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年八五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三五円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年八〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三四円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年七五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三三円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年七〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三二円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年六五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三一円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年六〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三〇円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年五五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二九円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年五〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二八円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年四五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二七円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年四〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二六円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年三五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二五円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年三〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二四円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年二五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二三円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年二〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二二円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二一円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二〇円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき一九円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき一八円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年九五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき一七円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年九〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき一六円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年八五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき一五円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年八〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき一四円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年七五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき一三円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年七〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき一二円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年六五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき一一円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年六〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき一〇円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年五五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき九円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年五〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき八円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年四五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき七円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年四〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年三五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年三〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年二五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年二〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき一円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき九〇銭（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき八〇銭（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき七四円（九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円七〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六九円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円六五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六八円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円六〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六七円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円五五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六六円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円五〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六四円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円四五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六三円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円四〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき六一円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円三五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五九円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円三〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五八円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円二五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五五円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円二〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五四円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円一五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五三円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円一〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五二円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円七〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五一円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円六五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき五〇円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円六〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四九円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円五五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四八円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円五〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四七円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円四五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四六円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円四〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四五円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円三五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四四円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円三〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四三円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円二五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四二円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円二〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四一円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円一五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき四〇円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年一キログラムにつき一円一〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三九円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年九五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三八円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年九〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三七円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年八五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三六円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年八〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三五円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年七五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三四円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年七〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三三円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年六五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三二円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年六〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三一円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年五五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき三〇円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年五〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二九円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年四五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二八円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年四〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二七円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年三五銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二六円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は、実施期間中に毎年三〇銭引き下げる。

日本1欄の国政の物品に関する枠内税率は、物品の日本国内にはその代行機関が当該一キログラムにつき二五円（千九百超えない）の範囲内で輸入差益（千九百超えない）の範囲内で第十七条4（b）に定めるもの）を徴収して適用する。

当該輸入差益の額は